

令和 8 年第 5 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 8 年 5 月 25 日 稲沢市産業会館 第 2 研修室

出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		2 番	服部 猛
3 番	平手 秀夫	4 番	櫻井 吉美
5 番	丹下 和行	6 番	永井 八千代
7 番	加島 由隆	8 番	家田 里美
9 番	大谷 典央	10 番	春田 美智代
11 番	澤田 彰俊	12 番	近藤 昌弥
13 番	後藤 恵美	14 番	石田 豊
15 番	堀田 泰樹	16 番	伊藤 英樹
17 番	伊藤 弥寿夫	18 番	三井 啓司

欠席委員

1 番	大崎 和生	19 番	関戸 梓
-----	-------	------	------

【事務局】出席者

局 長	長崎 倫典	主 幹	川口 善徳
主 事	大崎 菜々子	主事補	川崎 良介

【農務課】出席者

主 幹	廣瀬 信博		

午後 2 時 0 分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、令和 8 年第 5 回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は傍聴人が 1 人お見えになっています。傍聴人は、傍聴席にあつては静粛にし、議場における言論に対し、発言、拍手、その他けん騒にわたる行為をしないでください。傍聴人がこれらに違反し、傍聴席の秩序を乱す恐れがあるときは、会長から退場を命じることがあります。

以降は着座にて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の欠席委員は、大崎会長と 19 番関戸委員の 2 名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますが、本日不在でございますので、稲沢市農業委員会規則第 3 条に基づき、会長の職務代理者であります服部委員に議事進行をお願いいたします。

【職務代理】

皆さん、こんにちは。農作業などで大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。それでは、ただいまから、令和 8 年第 5 回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 17 人であり、会議の成立を認めます。それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は当席において、9 番大谷典央委員及び、10 番春田美智代委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 2 ページをお願い致します。

議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみです。3 ページをお願いいたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は仕事の都合上、住民票を春日井に置っていますが、生活の拠点は申請地至近の受人が代表を務める会社の事業所内にあるため通作には問題ありません。

水稻栽培について知人から技術的助言・指導を受ける体制を整えており、営農開始するため、申請地を取得するものです。

受人は 667 m²の農地で水稻を栽培、個人で年間 240 日、世帯で 480 日農業に従事する計画となっております。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 8,886 m²の農地を耕作しており、個人で年間 200 日、世帯で 450 日農業に従事しています。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 5,132 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日農業に従事しています。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目が田の部分も畑として利用します。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 14,208 m²の農地を耕作しており、個人で年間 200 日、世帯で 660 日農業に従事しています。

番号 5 番、番号 6 番は受人が同一のため一括で説明します。

番号 5 番 番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は市内に於いて大規模に農業経営をしており、申請地を取得し、規模拡大をするものです。受人は現在 451,935 m²の農地を耕作しており、個人で年間 250 日、世帯で 750 日農業に従事しています。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

兄弟間の贈与です。遠方に住む渡人に代わってこれまで申請地は受人が耕作してきました。権利関係を整理し、営農を継続するものです。

376 m²の農地で野菜を栽培、個人で年間 200 日、世帯で 340 日農業に従事する計画となっております。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 21,271 m²の農地を耕作しており、個人で年間 90 日、世帯で 150 日農業に従事しています。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

本申請は市外のオペレーターが個人で取得するもので、申請地の近隣一体も耕作しています。406 m²の農地で水稻を栽培、個人で年間 300 日、世帯で 600 日農業に従事する計画となっております。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地の隣接農地を所有しており、効率的に耕作ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 26,599 m²の農地を耕作しており、個人で年間 80 日、世帯で 160 日農業に従事しております。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地の隣地に自宅を建設予定であり、家庭菜園を行うため、申請地を取得するものです。

380 m²の農地で野菜を栽培、個人で年間 150 日農業に従事する計画となっております。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地の隣地に自宅を建設予定であり、家庭菜園を行うため、申請地を取得するものです。

202 m²の農地で野菜を栽培、個人で年間 300 日、世帯で 600 日農業に従事する計画となつ

ております。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

渡人と受人は親戚関係にあります。渡人が遠方のため、農地の所有権を身内に戻すための申請です。受人は申請地の隣接農地も所有しているため、効率的に耕作ができます。

受人は現在 396 m²の農地を耕作しており、個人で年間 180 日、世帯で 300 日農業に従事しております。

6 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 13 件、移動の土地は、田 15 筆 8,785 m²、畑 19 筆 10,705 m²、合計 34 筆 19,490 m²です。

以上 13 件のうち、番号 1 番から 13 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【職務代理】

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、澤田彰俊委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。

議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程 3 議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7 ページをお願いします。

議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の

意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

8 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは住宅用地として転用します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

9 ページの総括表をご覧ください。

4 条の申請件数は、2 件 転用の土地 畑 3 筆 354 m² 合計 3 筆 354 m²です。

以上 4 条申請 2 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10 ページをお願いします。

議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

11 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、車両置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、特定建築条件付売買予定地として転用します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、分家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、農家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、資材置場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場および資材置場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場および通用路を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

続きまして、13 ページをお願いします。ここからは権利設定の案件になります。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落境から 50m 以内であり、日常生活上必要な施設のため許可要件を満たしております。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、資材置場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 16 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

14 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、16 件 転用の土地 田 4 筆 1,686 m² 畑 16 筆 6,093 m² 合計 20 筆 7,779 m²です。

以上 5 条申請 16 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 25 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 15 ページをお願い致します。

議案第 25 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について」 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

16 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 32 筆、使用貸借権の設定は 5 筆です。

貸借期間はすべて令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日までになります。

19 ページ総括表をお願いします。

田 29 筆 畑 8 筆 合計 37 筆 28,344 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、春田 美智代委員、澤田 彰俊委員、近藤 昌弥委員、石田 豊委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 25 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）に対する意見聴取について」、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 26 号「令和 7 年度の最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評価の決定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

20 ページをお願いします。

議案第 26 号「令和 7 年度の最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評価の決定について」 農業委員会による最適化活動の推進等について、令和 7 年度の 最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評価を別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求める。本日付け提出、会長名でございます。

こちらは、農業委員会等に関する法律第 37 条「農業委員会は、その運営の透明性を確保

するため、農地等の利用最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について点検・評価し、インターネット等を利用し適切な方法で公表しなければならない。」に基づき議案としてお諮りするものです。

お手元に配付した「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をお願いします。

1 ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和 7 年 4 月 1 日時点での農業委員会の体制と、農家・農地等の概要として各種統計等の数値を記載しております。

2 ページをお願いします。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況」農業委員会の実績及び点検・評価結果

1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積についてです。

①現状及び課題、②目標、③実績について記載しております。

実績としまして、管内の農地面積に対する、令和 7 年度末までに集積が行われた面積の割合は、38.1%となり、目標に対する達成率は、100.9%となりました。

(2) 遊休農地の発生防止・解消についてです。

①現状及び課題、②目標、③実績について記載しております。

3 ページをお願いします。

実績としましては、今年度に緑区分での遊休農地を解消した面積は、18.1ha で、目標に対する達成状況は、258.6%となりました。

目標を大幅に超える遊休農地が解消されたものの、現在、市内には、67.3ha の遊休農地がございます。

同じく 3 ページ下段

(3) 新規参入の促進についてです。

①現状及び課題、②目標、③実績について記載しております。

4 ページをお願いします。

実績としましては、新規参入に（認定農業者、認定新規就農者）より、2 経営体、面積として 0.7ha となっています。

続きまして、2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。

推進委員さんが行う活動としまして、一人当たり月 6 日程度となっております。これは、活動記録簿をつけていただいております、把握した活動日数となります。

(2) 活動強化月間の設定及び 5 ページの (3) 新規参入相談会への参加については、記載のとおりです。

今回提出させていただいた点検・評価につきましては、目標に対して概ね期待通りの結果が得られたものと、事務局では評価しておりますが、更なる新規農業者の参入を促進し、遊休農地の減少に努めることが必要であると考えます。

6 ページをお願いします。

「Ⅲ事務の実施状況」は、1 農業委員会総会を毎月開催したこと、2 農地法第 3 条の 1 年間の処理件数が 158 件であったこと、3 農地転用に関する事務の 1 年間の処理件数が 167 件であったことを記載しております。4 違反転用への対応としましては、現在、市内全域での違反転用面積の把握はできておりませんが、違反転用事案の発生が確認された場合には、早期に是正に努めてまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 26 号「令和 7 年度の最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評価の決定について」は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 報告第 15 号「現況証明願の報告について」から日程第 9 報告第 17 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」までを一括して事務局の説明を求めます。

【事務局】

21 ページをお願いします。

報告第 15 号「現況証明願の報告について」です。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

22 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和 61 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。
昭和 51 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。
昭和 51 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。
昭和 59 年より医療施設敷地として利用しておりました。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。
昭和 57 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。
昭和 44 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。
昭和 53 年より住宅敷地として利用しておりました。

23 ページをお願いします。

報告第 16 号 「」農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の報告について」です。
農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5
の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

26 ページをお願いします。

先に 4 条の届出からご報告いたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。
共同住宅建築による転用です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。
住宅建築による転用です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。
共同住宅建築による転用です。

25 ページ総括表をご覧ください。

4 条の申請件数は 3 件 畑 3 筆 1,113 m² 合計 3 筆 1,113 m²です。

26 ページをお願いします。

ここからは 5 条のご報告です。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

競売による所有権移転で、宅地分譲による転用です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、分譲住宅建築による転用です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

27 ページ総括表をご覧ください。

申請件数は 3 件 田 3 筆 1,041 m² 畑 1 筆 187 m² 宅地 1 筆 417.14 m²

合計 5 筆 1,645.14 m²です。

28 ページをお願いいたします。

報告第 17 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」です。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。本日付け提出、会長名です。

29 ページお願いいたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

令和 8 年第 5 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 8 年 5 月 25 日 稲沢市産業会館 第 2 研修室

自作のため、賃借権を解除します。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため賃借権を解除します。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地中間管理機構へ移行するため、賃借権を解除します。

30 ページの総括表をお願いします。

申請件数 7 件 田 7 筆 6,271 m² 畑 3 筆 2,696 m² 合計 10 筆 8,967 m²です。

以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議いただきありがとうございました。

その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和 8 年第 5 回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 35 分閉会

令和 年 月 日

会長職務代理

服部 猛

9 番委員

大谷 典央

10 番委員

春田 美智代